

令和5年度第2回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和6年2月8日(木)
午後1時25分～午後3時10分
場所 鈴鹿市役所10階 入札室

出席者

- 鈴鹿市入札監視委員 5名
酒井委員、長屋委員、中森委員、古市委員、山田委員
- 入札監視委員会事務局 9名
総務部次長、契約検査課(課長、契約GL、グループ員2名)
上下水道局次長、経営企画課(課長、総務GL、グループ員)

【開会】

- 契約検査課長挨拶
- 総務部次長挨拶
- 会長挨拶

【議事】(発言者: □委員, ○事務局)

1 令和5年度制度改正について

(令和6年度以降の改正へ向けて検討中の制度)

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 改正の目的や動機が何かあったのか。
- 総合評価方式については、評価項目等を見直し、建設業界で問題となっている担い手不足の解消に取り組んでいる事業者を評価項目の設定という形で後押ししたい。また、災害時に建設業者に復旧等を依頼することになるが、自社で機械や作業員を保有していない事業者がいて、そのような事業者は災害時に作業が出来ない可能性がある。そのため自社で機械や作業員を保有している事業者を評価することで育成していきたいという思いがある。内容については、三重県をはじめ近隣の市町を参考にしており、大体平均的な項目になっている。鈴鹿市の場合、総合評価方式での入札を行うと結果的に低入札価格での応札、落札になる。低入札価格での受注となると、下請や労働者へのしわ寄せや、工事品質の低下の恐れが考えられるため、低入札での入札とならないような環境を整備する方針で低入札価格調査の見直しを進めている。
- 国からの指示や、他の自治体と内容を合わせるなど、きっかけはあったのか。
- 低入札価格調査については国から直接的な指導は無いが、国土交通省の取り組みとして、見える化として、総合評価方式や低入札価格調査を導入しているのかを自治体ごとにホームページで公表している。今後、導入していない自治体には指導する方針であると聞いている。鈴鹿市の場合、両方とも導入はしているが、低入札価格調査の結果、1件も排除されず100%契約に至っているため、ダンピング受注が無いことが厳密に調査されているのかということが指摘される可能性がある。これを機に対策をしておこうという考えはある。

- 過去の低入札価格調査における事業者への聞き取りで、自社で機械を保有している、自社施工できる能力があるため低価格で入札したとの回答が多かったように思う。一般の者からすると、自社施工率が高い業者というのは努力している事業者だと思うが、多少安価でも自社の努力で施工しようとするという点と、人材育成という点での齟齬は起きる可能性は考えられないのか。
- 確かに、低入札価格調査の中で自社施工のため安価であるとの事業者の回答はあった。仮に安価で自社施工したとして、企業の利益を減らすと、労働者に対する賃金や、適切な機械等への投資が減ってしまう可能性がある。最低制限価格というのは持続的に自社施工できる状況を維持していくために、工事価格を下げ過ぎないように設定している。当該工事は施工可能でも、将来的に維持できるかどうかというのを考えていかなければならないため、このような仕組みを考えている。
- 過去の入札監視委員会の中で、SDGs についても導入の方向で考えているとの説明があったが、改正を検討している中に含まれているのか。
- 直接的な記載は無いが、例えば女性技術者の評価や、労働環境の評価という所が SDGs への貢献に繋がると考えている。
- 適用対象が土木一式工事と舗装工事のままだが、総合評価方式を採用できそうな工事はこの 2 業種でカバーできるのか。
- 三重県はほぼ全ての業種で総合評価方式を採用しているようであるが、鈴鹿市が他業種に拡大していないのは、建築工事の場合は下請率や技術者の状況等がその土木一式工事と舗装工事と異なるため、まずこの 2 業種である程度制度を確立し、業種を拡大することを考えている。
- 三重県や他の大都市は建築工事でも採用しているのか。
- 市町はばらつきがあるが、三重県は様々な業種で採用している。国土交通省としては、設計やコンサルタント業務においても総合評価方式を導入するように働きかけがあるが、鈴鹿市としてはまだ対応が出来ないという状況である。
- マニュアルの策定というのは事業者へ向けてなのか。
- 基本的には内部での判断基準を明確にすることを目的としているが、ウェブサイト等へ公表し、事業者へも考え方を理解してもらえようと考えている。
- 最低制限価格よりも低価格で入札すると失格にはならないのか。
- 通常の一般競争入札の場合は最低制限価格未満の入札は失格になるが、最低制限価格未満の入札でも、事業者に低価格で入札できる理由があれば調査の上で落札できるというのが低入札価格調査である。高額な工事、鈴鹿市の場合は総合評価方式の制度改正後で土木一式工事は 5,000 万円以上、舗装工事は 3,000 万円以上の案件になる予定だが、直ちに失格にするのではなく、低入札価格調査を行った上で契約するかしないかを判断する制度である。

2 令和 5 年度上半期入札結果について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 市長部局の統計の中で、指名競争入札の落札率が 5 % から 6 % 程度低くなっているが、理由はあるのか。
- 指名競争入札で発注する案件は除草や樹木剪定等の維持管理業務である。通常の一般競争入札で発注する工事の場合、最低制限価格の計算式があり、予定価格の 92% 程度になるが、維持管

理業務は計算式が無く、75%で設定する運用をしているため、通常の工事よりも低くなる傾向にある。

- ☐ 随意契約について、昨年と件数に大差は無いが金額が大きく増加しているのは高額の随意契約案件があったのか。
- ☐ 即答が出来ないため後ほど回答する。
- ☐ 上下水道局の水道においても2件で2,000万円程度と高額だが、こちらも高額の場合があったのか。
- ☐ 鈴鹿市老朽管更新計画修正業務委託が1,700万円程度であるので、それが高額である。
- ☐ 計画の修正なので前回と同一事業者と契約したということか。
- ☐ そうである。

3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

・市長部局

箕田跨線橋 橋梁耐震補強工事（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ 一抜け方式について、各業者の受注機会を拡大するメリットがあるが、年間で大体何件あるのか。また一抜け方式を採用するデメリットはあるのか。
- ☐ 土木一式工事と舗装工事においてはほぼ全ての工事が一抜け方式の対象になっている。本来なら競争が発生して落札するところが、土木一式工事と舗装工事についてはほぼ全ての応札者が最低制限価格で入札し、抽選で落札候補者を決定しているのが現状である。担い手不足が問題になっている中で、同一業者が何件も受注して下請業者へ丸投げすることを防止するために、同日の入札を金額が大きい案件から開札し、落札したら後に開札する案件への参加を制限することにより一日に何件も受注できないようにする制度で、事業者からも要望があった。件数については後ほど回答する。現時点で事業者から新たな要望は特に無いし、鈴鹿市としても特に問題は無い。従業員が3名のみの事業者や、20名以上いる事業者がいる中で、最低制限価格での入札で抽選となると、従業員3名のみの事業者が年間10件も受注し、20名以上いる事業者が年間5件しか受注出来ないという状況が発生し経営が厳しくなる。経営規模に応じて受注機会が増えるように、総合評価方式や一抜け方式を採用してバランスを取るというのが主旨である。
- ☐ 事後審査型一般競争入札とあるが、他にも一般競争入札の種類があるのか。
- ☐ 鈴鹿市においては一般競争入札として発注するのは全て事後審査型である。事後審査型以外の一般競争入札は、開札前に技術者の要件等を満たしているかを審査し、合格した事業者の入札のみ開札する。その場合入札した全事業者の審査をしなければならないので、開札後、順位が一位の事業者から審査し、合格となった者が落札する事後審査型を採用している。

関亀山鈴鹿線外 除草業務委託（その他土木一式工事／指名競争入札）

- ☐ 指名理由について、入札参加資格者名簿に登録されている事業者が多数いる中で、参加業者の公平性が確保できるのか。また、半数の事業者が辞退や不参加となっているが、考えられる原因は何か。

- 当課の年間除草は市内を4ブロックに分けて発注しており、本件はそのうちの1件である。各案件で地域性を考慮し、履行場所又はその近隣に本店を有する事業者から10者を選定している。4ブロックで事業者が重複しないように選定している。辞退に関しては、その時の手持ち工事がある事業者が参加しなかったことが考えられるが、聞き取り等はしていないので正確な原因は把握していない。
- 他の道路の除草に関しても概ねこのような応札率なのか。
- 当課の年間除草については辞退が3者から6者である。
- 入札案件については毎回10者程度選定しているので入札自体は滞りなく執行できているということか。
- 落札決定はできている。
- 辞退する事業者が多いことに関して、次回はその結果を考慮して指名しているのか。
- 当課の年間除草に関しては、辞退した事業者は翌年度の入札で指名を見合わせている。
- 辞退と不参加の違いは何か。
- 入札指名通知を送付し、辞退する旨の届出があった者は辞退、何も連絡が無く、入札をしなかった者は不参加という扱いをしている。
- 1回目と2回目で面積が異なるのはなぜか。
- 年間除草は主に幹線道路の路肩を1メートル程度刈るが、原則2回狩ることを基本としている。交通量が少ない箇所は年1回、時期をずらして刈る。
- 過年度と比較して辞退者が増加しているということはあるか。
- 例年辞退者が数者いるが、今回は多いように感じる。
- 状況を見て、辞退が増加してくるようであれば時期や内容を見直してほしい。

神戸小学校空調機改修工事（管工事／一般競争入札）

- 3者しか参加しなかったが、理由はあるのか。
- 管工事の市内業者が76者いるが、この規模の工事の場合、3者の応札というのは標準的である。
- 工期が75日間となっているが、学校施設の工事で施工できる日が限定されるにもかかわらず短くはないのか。応札者が少ないのは工期が問題ではないのか。
- 工期設定については、過去の類似工事を参考に設定している。学校施設については指摘どおり平日は作業が出来ず週末に行うことが多いが、その中で一日に2部屋ずつ施工するなどローテーションして施工するので、5教室の施工であれば標準的な工期である。
- 今後、働き方改革の一環で建設業界に対して土日を休みにするよう行政から働きかけを行っていく。その中で、特に教育施設に入る建築関係については、施工日の制限を受けるので、適正工期を考慮していかなければならないと、発注者として統一見解をもって考えている。

白子中学校校舎長寿命化改修外電気設備工事（西館校舎棟）（電気工事／一般競争入札）

- 電気工事の場合、4者の応札というのは一般的なのか。
- 条件に該当する事業者5者のうち4者応札しているので妥当と考えている。
- 条件に該当するのは5者のみということだが、問題無いか。類似の工事対象を拡大したことはあるのか。

- 今回は特定建設業の許可を条件に付しているため対象が5者のみとなった。一般建設業の許可を持つ事業者を含めると多数いるが、本工事は難易度が高いという判断をしたためそのような条件を付した。

・上下水道局

安塚外配水管布設工事（土木一式工事／一般競争入札）

質疑無し

平野送水管連絡工事（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ 応札者が4者と少なく感じるが発注時期が要因なのか、他に要因があるのか。
- 本工事は水道土木A等級に発注しており、24者が対象となる。その他の要件として、連絡工事については口径500ミリの配水管を布設するので大口径の配水管技能者を配置することを条件に付している。この条件が加わると23者が対象となるが、正確な原因は不明である。工事価格のうち、材料費が大半を占めることが原因だと思われる。
- ☐ 時期というよりは材料費が原因との見立てなのか。
- そうである。
- ☐ 実際の作業期間は短いのか。
- 特殊な口径であるので、発注から納入まで時間がかかるが、現場での作業は2週間程度だったと思われる。
- ☐ 1月の地震で水道の復旧が難航していると報道されているが、鈴鹿市の場合、耐震工事はある程度完了しているのか。
- 400ミリ以上の基幹管路については45%の進捗となっている。これは県内では高い方だが全国的に三重県自体があまり進んでいない。重要施設への基幹管路はほぼ耐震工事が完了している。細い管までとなると何年も必要で、不可能だが、地震への対策は出来る限り行っている。

稲生塩屋一丁目配水管移設工事（土木一式工事／一般競争入札）

- ☐ くじ落札が非常に多いという報道があったが、対策は何かあるのか。
- 価格競争が成り立っていない案件に総合評価方式を採用し、価格に加えて事業者が持つ技術等を総合的に判断して落札者を決定するように考えている。対象となる工事の価格を引き下げて対象工事を拡大する方向で考えている。どこの自治体も苦慮していると思うが、くじ落札の状況が続いているので、発注者としては総合評価方式の採用が最適であると考えている。
- ☐ 最低制限価格を事前公表していない自治体はあるのか。
- 最低制限価格は事後公表している。予定価格は事前公表である。ただ、単価を公表しているので、特殊な材料を使用しない限り最低制限価格が計算出来てしまう。最低制限価格を撤廃するとダンピングが起こってしまうので、適正な積算がされているかは別として、適正な工事価格に落ち着いているとも言える。

庄野東準幹線汚水マンホールポンプ施設設置工事（電気工事／一般競争入札）

- ☐ マンホールポンプ設置というのは特殊な工事なのか。県内本店で3者しか応札が無いが、専門業者しか施工できないのか。また、最低制限価格未満で失格となった事業者が2者いるが、先

程の説明からすると計算を間違えたということか。

- 製造が必要で、それが可能なのが市内で2者程度しかいないため、県内に対象を拡げて11者であった。その中で応札があったのが3者である。
- 最低制限価格未滿で失格になったことについては正確な理由は不明だが、端数計算の関係で下回ってしまったと考えられる。このような事例はたまにある。
- 発注者側が積算を間違えた可能性も考えられるが、こういった事態が発生した場合、積算に間違いが無いか確認はしているのか。
- している。

4 その他

- ・ 次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば8月頃を予定している。
- ・ 次回の審議案件抽出を中森委員に依頼。

【その他質疑】

- 2 令和5年度上半期入札結果での質問について、令和5年度の随意契約の金額が大きい要因として、耕地課発注の寺井池地区農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）事業計画策定業務委託が要因であると考えられる。本件の金額が3,300万円であるが、この案件は毎年発注するものではなく数年に一度あるような頻度であるのでこれが差額の生じた要因と思われる。
- 本件を随意契約にした理由は何か。
- 農地整備事業は特殊な内容が含まれており、土地改良法に基づき各都道府県に設置されている三重県土地改良事業団体連合会に委託した。当団体は、本件のような大規模な農業基盤整備事業の計画策定を専門にしており、特殊な内容ということで当団体と随意契約するのが一般的であるため、本件も当団体と随意契約したということである。

【閉会】

● 会長挨拶

以上